# 廃止届出 【提出書類と記載例の案内】

（A法人　1施設　　全4ページ）

## 届出の前に必ずお読みください

廃止届出後は、有償無償を問わず、象牙製品に係る取引（在庫整理を含む）が一切できなくなります。
そのため、在庫を手放したい場合は、必ず廃止の届出をする前に完了してください。
また、一旦廃止届出をしてから再び登録する場合は新規登録となり、登録免許税90，000円と登録手数料33，500円がかかります。
以上のことから、慎重にご検討のうえ、廃止の届出をしてください。

## 提出書類

| | | |
|---|---|---|
| □ | 様　式　第　４５ | 特別国際種登録事項廃止届出書 |

## 書類送付先／お問い合わせ

TEL　03-6659-3577　（平日 10:00～17:00）

＊12:30～13:30は、担当者が不在の場合があります。

↓切り取って書類提出時の宛名にお使いください

〒130－8606

東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

一般財団法人自然環境研究センター
事業者登録係　行

廃止届

※持ち込みによる提出はできません

## 廃止手続きの注意事項

- 廃止届出は事後提出です。廃止日より前に提出しても受理されません。
  **廃止した日から30日以内に提出**してください

> 種の保存法第33条の9により、象牙事業を廃止した場合、廃止届の提出が義務付けられており、届出を怠った場合、罰則が規定されています

- 登録廃止時に**所有している象牙製品及び原材料、全形象牙をすべて記載**してください。（3ページ「重量」、「処置の方法」欄の書き方を参照）

- 廃業や合併等で法人格が消滅する場合、消滅後は登録の法人として届出ができなくなるため、その法人格が存在しているうちに廃止届を提出してください。
  登録の法人格がすでに消滅している場合は、電話でお問い合わせください。

- 合併や事業譲渡等により、経営実態が登録の事業者から相手先の法人や新たに設立する法人に事業者登録を引き継ぐことはできません。合併先や新法人等で象牙取引の事業を引き継ぐ場合は、新たに登録申請をしてください。

- 破産管財人等、登録者以外の方が代理で届出をする場合は、届出書類の他に必要な添付書類があります。電話でお問い合わせください。

## 「登録番号」の確認方法

以下のいずれかの文書で、確認してください。

- 特別国際種事業登録（更新）通知
  登録完了時に当センターからグレーの封筒に入れて発行した通知書
- 特別国際種事業者登録簿（PDFデータ）
  http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/pt6-tourokubo/index.htm
  ホームページトップ ＞ 各種サービス ＞ 特別国際種事業者登録 ＞ **⑥事業者登録簿（公表情報）** 内

## その他

- 国際希少野生動植物種の**登録票がある全形象牙に限り**、有償無償を問わず、事業者登録廃止後も第三者に譲渡すことが可能です。

- 自治体のごみ処理に則って廃棄する場合に限り、事業者登録がなくても廃棄可能です。

# 廃 止 届　記 載 例

手書きで作成する場合、黒ペンで清書
**鉛筆書き不可**

**書類を記入した日**または**投函する日**を記入

西暦・和暦のどちらでも可
ただし和暦で記入する場合は、元号（令和）を記入

様式第 45（法第 33 条の 9）

特別国際種事業廃止届

一般財団法人自然環境研究センター 理事長　殿

届出日　年　月　日

住　所　〒 郵便番号　本社登記所在地(都道府県から記入)

氏名又は名称　会 社 名

（登録番号　数字 5 桁の番号　）

代表者の氏名　代表者役職　代表者氏名

【！間 違 い 注 意 ！】

A、S、T から始まる登録番号は古い番号のため、**現在使用できません**

現在の番号がわからない場合は前ページ**「登録番号」の確認方法**を参照

13 桁の法人番号がわからない場合は、以下のサイトで検索
**国税庁法人番号公表サイト**
https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

【！記入忘れ注意！】

（文章省略）

| | | |
|---|---|---|
| 氏名又は名称 | | ふりがな<br>法人名称<br>（法人番号 国税庁発行の１３桁の法人番号 |
| 代表者の氏名（法人の場合のみ） | | 代表者氏名 |
| 住所 | | 〒 郵便番号　本社登記所在地(都道府県から記入) |
| 連絡先 | | 電話番号：窓口電話番号（記入必須）<br>携帯電話番号（あれば記入）<br>Eメール：e-mail（あれば記入） |
| 登録年月日 | | ※初めて登録した時期によって、記入する日付が異なります<br>2018年5月31日までに登録 → 2018年6月1日と記入<br>2018年6月1日以降に登録 → 初回登録の日付を記入 |
| 登録番号 | | 数字 5 桁の番号 |
| 特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設 | 名称 | 施設（店舗）の名称 |
| | 所在地 | 〒 郵便番号　施設の所在地(都道府県から記入) |
| 特別国際種事業の対象とする特別特定器官等の種別 | | ぞう科の牙及びその加工品 |
| 廃止の年月日 | | 象牙の取り扱いを廃止した日付 |
| 廃止の日に現に有する特別特定器官等 | 重量 | 次ページ<br>重量」、「処置の方法」欄の書き方<br>を参照して記入 |
| | 処置の方法 | |

廃止後も連絡が取れる電話番号を記入

e-mail はデータのやり取りができないアドレス不可
紛らわしい文字は**はっきり区別がつくよう**に記入

2018（平成 30）年 6 月 1 日以降に初回登録した方で、初回登録の日付がわからない場合は、初回登録完了時に当センターがお送りした**特別国際種事業登録通知書**で確認してください。

施設名称が、上から 1 段目の「氏名又は名称」と同じ場合は、**「上記に同じ」と省略記入可**

施設所在地が自宅住所（上から三段目に記入した住所）と同じ場合は、**「上記に同じ」と省略記入可**

## 「重量」、「処置の方法」欄の書き方

廃止届出をする時点で、**所有いているすべての象牙製品・全形象牙**と**その処置の方法を記入**してください。

また、**所有してない場合は、ないことを記入**してください。（空欄のまま提出しないでください）

【所有している場合の書き方】

| | |
|---|---|
| 重量 | 象牙製品の名前　　数　量<br>（例）印章　10本　印材　7本、<br>根付　5個　全形象牙　1本 |
| 処置の方法 | 今後も手元に保管する場合　→　自家使用　と記入<br>近日中に廃棄する予定の場合　→　廃棄予定　と記入 |

【所有していない場合の書き方】

| | |
|---|---|
| 重量 | な　し |
| 処置の方法 | な　し |